

2021年8月6日

京都府知事 西脇 隆俊 様

陽性患者に「良質かつ適切な医療を受ける権利」を保障せよ

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

【要請事項】

- 一、 新型コロナウイルス感染症の陽性患者は入院治療が原則であることを再確認し、府知事の権限を最大限発揮され、一層の受け入れ病床確保（例えば当初「確保病床」としていた720床を当面の目標にする等）が進むよう、さらに努力すること

- 一、 宿泊療養施設をさらに確保するとともに、同施設の機能を可能な限り病院に近づける方向で努力をすること。そのため専任の常駐医師や十分な看護スタッフの直接雇用・配置をめざし、その実現に至るまでは輪番で出務する医師や配置されている看護師等がチームで医療を提供できるよう方策を講じること

- 一、 地域の医療者による宿泊療養施設・自宅療養者への医療提供を可能とするため、保健所の機能を拡充し、密接な連携体制がとれるようにすること。同時に、地域の医療者に対し、定期的なPCR検査や頻回の抗原検査が実施可能となるよう費用を公的に補償し、かつ、医療者が感染し、休業せねばならない事態になったときには早急な休業補償を公費で行うこと。

- 一、 上記を前提に、抗体カクテル療法が宿泊療養施設・自宅療養においても実施できるよう適応を拡げ、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」を十分確保すること

【要請理由】

8月2日に政府が表明した「入院は重症化患者や特に重症化リスクの高い人に重点化」「自宅・宿泊療養者の急変に備え、空床を確保」「入院患者以外は自宅療養を基本とし、家庭内感染の恐れが自宅療養できない事情などがある場合に宿泊療養を活用」する方針について、私たちは到底受け入れることができない。これでは生命を守ることができないからである。

新型コロナウイルス感染症は当初軽症であっても重症化、急変してしまうリスクがある。そのため「感染力と罹患した場合の重篤性等に基づく総合的観点から見た危険性」が高いものと判断され、二類感染症に準じた扱いとされているのである。だからこそ入院勧告・措置は原則とされているのであり、罹患した患者は感染症の予防及び

感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、良質・かつ適切な医療を受ける権利を有しているのである。

この間、遺憾にも誰もが現実のものとして想定していなかったパンデミックに直面し、病床ひっ迫・医療崩壊の危機に晒される中、国は通知によって入院勧告・措置の対象を限定し、宿泊施設療養や自宅療養をなし崩し的に拡大してきたが、その結果、京都府においても自宅療養中・入院待機中、あるいは施設療養中の死亡事例が相次ぐこととなった。

少なくとも現状においては、宿泊療養施設は医療が手薄で、必要最低限の内容が提供される場とはなっておらず、自宅療養者に至っては医療から切り離されて健康観察という保健所管理下に置かれ、保健所が逼迫すれば事実上の放置状態に置かれている。すなわち宿泊施設や自宅療養では、重症化を予防のための抗体カクテル療法も行えず、「良質かつ適切な医療を受ける権利」が保障され得ないのである。

こうした現実を前に、国が「原則自宅療養」という法律にすら基づかない方針を専門家との相談もなく一方的に表明したことは到底認められない。

現状は、患者（陽性となった方）と医療・看護職、そして保健所を繋ぐシステムが構築されていない。にもかかわらず、すべての対応を地域にまる投げする形で「原則自宅療養」と唱えることは非常に危険なことである。新型コロナウイルス感染症は当初、軽症とされていても急変・重症化するケースが少なくない。ましてや中等症の患者までも「自宅療養」とし、事実上治療しないこと（可能なのはせいぜい酸素投与程度である）は、人々の生命を危機に追いやるに等しいと言わざるを得ない。

また、国は7月30日発出の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その51)」において、自宅・宿泊療養を行っている者に対しても、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定した日に「救急医療管理加算1」の算定を認めると通知した。これは地域の医師に対し、陽性となった方々に対する自宅・宿泊施設における医療を支えよとのメッセージであろう。もちろん、地域の医療者は全力で新型コロナウイルス感染症と向き合う覚悟がある。しかしその実現には第一に国・地方自治体としてなすべき課題がいくつもある。

京都府はじめ、地方自治体においては酸素投与ステーション(仮称)の設置をはじめ、不足する医療資源の中で、生命を守る工夫と努力が広がっている。同時に地域の医師会でも独自に自宅療養者の生命を守る取組が検討され始めている。国がこうした自治体や地域の医師会の奮闘を後押しする正しいメッセージの発信と必要な支援を行うよう求めている。

以上のことから、国と地方自治体に対し、上記項目を緊急に要請するものである。

以 上